

令和6年度 隠岐の島町都市計画審議会 議事録

日 時：令和7年1月24日（金）13：30～14：00

会 場：隠岐の島町役場3階 302会議室

出席者：隠岐の島町都市計画審議会委員

吉田雅紀 坂田勝己（欠席） 大江 寿（欠席）

徳畑信夫（欠席） 金田隆徳（欠席） 梅津文彦

菊地政文 安部大助 藤野定幸 西尾幸太郎

議案上程者

（上下水道課）課長補佐 藤田 専 門 幹 堀江
事務局

（都市計画課）係 長 西尾 主 事 金井

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名者指名

- ・菊地委員と梅津委員に決定

4. 議題

1）西郷都市計画下水道の変更について（協議）

◇資料説明

◇質疑応答・意見

藤 野 委 員：建物が建たないため除外したということであったが、既存の建物が残っているところはあるのか。

上下水道課：無い。今後の建築が見込まれない部分も除外している。

安 部 委 員：排水区域の面積が国からの交付税に関わるのか。また、除外区域の検討にはどのように行ったのか。

上下水道課：面積の大きさは交付税に関わっている。除外区域の調査方法は、下水道の管路設計を行う際に、全体的な区域の検討と詳細な範囲の検討を行っており、測量や地質調査、家屋調査も聞き取りを実施した。聞き取りの際に、今後の見込みについて意見を聞き、除外区域を決定したパターンが多い。東郷地区については、事務局が現地を確認した結果、区域から除外した。

吉田会長：区域変更について、島根県の承認が必要か。

上下水道課：その通り。この計画を島根県に提出するようになる。

藤野委員：区域除外をした後のところに新しく建物が建つ場合はどうなるのか。

上下水道課：そのような場合は再度追加をする。島根県への申請も必要になる。

吉田会長：建築確認申請が出たタイミングで都市計画区域の変更を行うのか、それとも定期的に見直しを行うのか。

上下水道課：下水道の本管自体に影響がない場合にはこの手続きは必要ない。建築確認申請が出ても、本管を延長することが無ければ都市計画区域の変更手続きは行わない。

西尾委員：港町や有木小学校付近については、地形的に見ても除外して問題ないが、除外の基準は何かあるのか。位置図だけでは除外しても問題ないかが分からない。

上下水道課：例として、他の集落と距離が離れていると下水道の本管を引くよりも浄化槽を設置したほうが安いという試算ができる。そのような場所も除外している。家自体が朽ちているところ、林になっているところも併せて除外している。

西尾委員：法律的に再建築不可である用地など、除外することに明確な理由があれば理解できるが、登記名目上が宅地であるならば、現状どんなに荒れてても持ち主の意向次第では、家が建つ可能性があるのではないか。また、下水道を引かず、浄化槽を設置するというのは町の考えで、持ち主からすれば宅地であるのに下水道が来ない理由について説明がつくのか。明確な基準さえあれば理屈付けは出来ると思うがどうなのか。

上下水道課：下水道事業は公営企業の会計で進めていく以上、収入が見込めない場所について整備を進めていくのが難しいという側面がある。今後、下水道の整備は進めていくが、一軒しかない場合などについては、事業期間内で引く

ことは難しい。ただ、今後、土地が整備され、家が建ったりする場合には、フォローが必要になってくる。現状はそれらの区域は除外するという方針で進めている。

西 尾 委 員：そのような方針であるならば、現場の写真や状況が分かり資料を添付すべき。状況が分からない状態で決定をもらうというのは乱暴なやり方である。宅地として認められていても除外したい場合などは資料を揃えていただきたい。

吉 田 会 長：明文化された規定はないのか。ケースバイケースで判断するのか。

上下水道課：下水道管に接続するために、公共枦を設置するが、設置するか否かは詳細設計を行うタイミングで所有者に意向確認を行っている。ただ、前面の道路に本管が引かれる場合には、基本的には枦が設置されることとして進めていく。一軒しかない場合などについては、所有者の意向を確認したうえで、下水道本管を整備しないこととしている。

藤 野 委 員：先ほど西尾委員が発言したように、口頭では分からない。所有者の意向を記した資料があった方が分かりやすい。そのような資料を提出するという形式にしてはどうか。

吉 田 会 長：私も同様に資料不足だと感じている。そのような資料をまとめたものを委員の皆さまに送付をしていただきたい。

上下水道課：資料について、今後は分かりやすい資料を準備させていただく。

安 部 委 員：除外した区域の家は何軒あるのか。

上下水道課：家がなくなった場所も含まれているため数えにくい部分もあるが、軒数としては、5軒程度。

藤 野 委 員：除外した区域について問題ないと思うが、問題が生じてからでは遅いため、後から資料を送付するということを条件にして、事業を進めていただきたい。

吉 田 会 長：ごもつともだと思う。分かりやすい資料を後日送付するということを条件に承認いただければと思う。

6. 閉会

以上、会議のてんまつを記録し、その内容の確かなることを証するために、ここに署名する。

令和7年1月24日

隠岐の島町都市計画審議会会長

隠岐の島町都市計画審議会委員

隠岐の島町都市計画審議会委員